

誌上相談室 Q&A

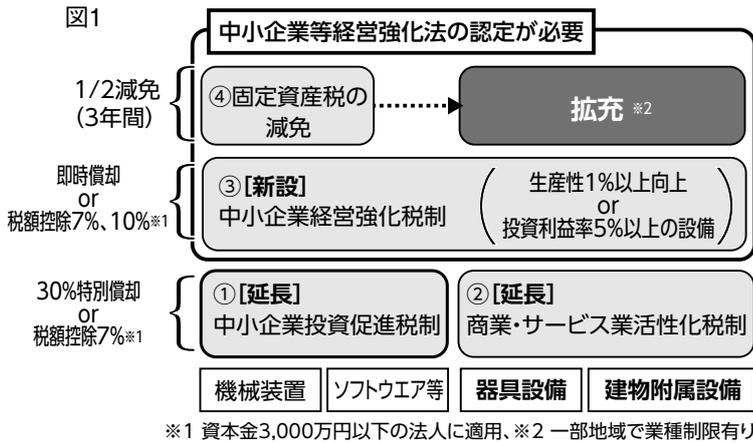
【テーマ】

平成29年度 税制改正のポイント



平成29年度税制改正は、中小企業の積極的な設備投資を支援するとともに、中小企業の負担軽減をはかる内容となっており、サービス業が活用できる税制が拡充されています。

図1



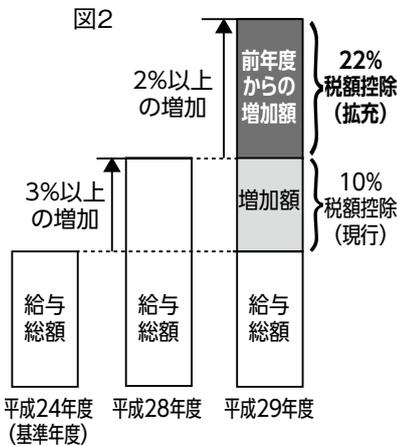
Q1 中小企業の設備投資を支援する税制とはどのような内容ですか？

A 4つの税制によって中小企業の設備投資を支援します(図1)。

①中小企業投資促進税制は、一定の設備を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却または7%の税額控除の適用が認められるものです。

②商業・サービス業活性化税制は、商業・サービス業者が、商工会議所をはじめとする一定の機関の指導に基づいて、器具備品や建物付属設備を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却または7%の税額控除の適用が認められるものです。この①②の税制については平成30年度末まで延長されます。

図2



Q2 給与アップをはかる中小企業への支援策が強化されると聞きました。

A 現在、給与アップを行う企業への支援策として、一定の要件を満たす給与増

③新設される中小企業経営強化税制は、旧モデルに比して生産性が向上する資産を取得する場合や、収益力向上が見込まれる資産を取得する場合に、一定の要件のもとで即時償却または7%・10%の税額控除が適用される制度です。

対象となる設備は機械・装置やソフトウェアのほか、今回の改正で器具備品や建物付属設備が対象に追加されることから、サービス業も含めて広く中小企業の設備投資を支援する制度となっています。平成30年度末まで適用されます。

④固定資産税の減免措置は、中小企業者が取得する、生産性を向上させる機械装置の固定資産税が3年間、2分の1に軽減される制度です。

今回の改正で、対象となる資産に、商店や飲食店、サービス業で利用される器具備品や建物付属設備が追加されます。なお、③④の税制は、経営力向上計画を作成して主務大臣の認定を受ける必要があります。

Q3 非上場株式の評価方式が見直されるようですが、どのような改正となるのですか？

A 非上場株式の評価方法のうち、類似業種比準方式について、上場会社の急激な株価上昇等の影響が中小企業の株価に過度に反映されないように、評価方法が見直されます(図3)。

加額については、10%の税額控除が適用できます。

今回の改正で、前年度比2%以上の給与アップを行った中小企業は、現行の10%の税額控除に加えて、前年度からの給与増加額につき、22%の税額控除が受けられるようになります。これは給与アップに伴う社会保険料負担を上回る控除率ということになります(図2)。

図3

$$\text{上場企業の株価} \times \left(\frac{\text{自社の配当}}{\text{上場企業の配当}} + \frac{\text{自社の利益}}{\text{上場企業の利益}} + \frac{\text{自社の簿価純資産}}{\text{上場企業の簿価純資産}} \right) \times \left(\begin{matrix} \text{大会社: 0.7} \\ \text{中会社: 0.6} \\ \text{小会社: 0.5} \end{matrix} \right)$$

(割引率)



税理士
佐藤 晴美 氏

【回答】
当所エキスパート・バンク登録専門家
佐藤晴美税理士事務所(宮城野区五輪)